

整理番号	計調一法申一16
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部監察課(06-6208-9311～9316) 建築確認課（06-6208-9304）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	仮使用の認定
概要	<p>建築基準法では、建築物の建築や大規模の修繕等をする場合、完了検査を受け、検査済証の交付を受けた後でなければ、原則として当該建築物は使用してはならないと規定されています。</p> <p>検査済証の交付を受ける前に、仮に当該建築物又は建築物の部分を使用する必要がある場合は、特定行政庁（大阪市）または、建築主事及び国土交通大臣等の指定を受けた者から仮使用の認定を受けなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第7条の6第1項第1号及び第2号、第18条第24項第1号及び第2号 ・建築基準法施行令第13条、第13条の2 ・建築基準法施行規則4条の16 ・平成27年2月23日国土交通省告示第247号 <p>「建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件」</p>
審査基準	<p>法第7条の6第1項第1号及び第2号、法第18条第24項第1号及び第2号の規定に基づき、特定行政庁（大阪市長）等が安全上、防火上又は避難上支障がないと認めて仮使用を認定したときは、当該建築物を仮に使用することができる。</p> <p>①仮使用が必要なもの（法第6条第1項第1号から第3号までの建築物）</p> <p>ア. 新築工事で検査済証交付前に全部又は一部を使用する場合。</p> <p>イ. 増築・改築・移転・大規模の修繕及び大規模の模様替えの工事の場合で、既存部分の避難施設等に関する工事をする場合。（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）</p> <p>②申請書及び添付図書</p> <p>ア. 仮使用認定申請書</p> <p>イ. 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び申請に係る仮使用の部分を示す）</p> <p>ウ. 配置図（縮尺、方位、工作物の位置及び申請に係る仮使用の部分を示す）</p> <p>エ. 安全計画書</p> <p>③その他、仮使用認定の条件</p> <p>ア. 敷地内及び当該建築物内で、仮使用部分の利用者と工事関係者等との動線が分離されていること。</p> <p>イ. 原則として、仮使用を行う建築物の躯体工事が完了していること等。</p> <p>ウ. 建築主事の仮使用認定においてはH27.2.23国土交通省告示第247号の基準に適合すること。</p>
標準処理期間	7日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	担当課と事前協議を行ったうえ、仮使用認定申請書及び添付図書（正副2通）を作成し、担当課窓口にお持ちください。担当課窓口で納付書を発行しますので、指定金融機関等で手数料を納付し、建築企画課受付まで提出してください。
手数料	¥120,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 監察課・建築確認課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012282.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・仮使用認定できないもの、又は申請の必要のないものもありますので、必ず事前に担当の建築主事等と協議をしてください。 ・「標準処理期間」は、申請を受けて、現場の検査が終了してからの処理日数です。